

こどもの貧困対策について

令和5年9月21日
こども家庭庁支援局家庭福祉課
ひとり親家庭等支援室

国の動きについて

こども家庭庁組織体制の概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制で発足。

主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

- 長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（就学前指針（仮称）の策定）、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

- 局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

各組織の主な所掌事務（支援局）

総務課

○支援局の総括、いじめ・不登校対策、こどもの自殺対策、成育局との調整

企画官（いじめ・不登校防止担当）

○いじめ・不登校の指針等の協議受け、いじめに係る地域の体制整備、重大ないじめ事案への対応

虐待防止対策課

○児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、こどもの支援に携わる人材の確保・養成（相談業務研修、アウトリーチ研修等）、一時保護所、保護者への指導・支援

企画官（こども若者支援担当）

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的なアウトリーチ型・伴走型支援、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー支援

家庭福祉課

○里親支援、児童養護、社会的養育（国立児童自立支援施設に係る事務を含む）

企画官（ひとり親家庭等支援担当）

○ひとり親、低所得の子育て家庭へ支援、こどもの貧困対策

障害児支援課

○障害児支援施策に係る企画立案

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども大綱の概要と検討状況

概要

- こども基本法第9条により、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めることとされている。
- こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

検討状況

- こども基本法第17条により、こども政策推進会議（会長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）において、こども大綱の案を作成することとされている。
- 内閣総理大臣より、こども家庭審議会に対して諮問がなされ、検討が進められているところ。
 - 【こども政策推進会議】
 - 第1回：4月18日
立ち上げ、こども大綱の案の作成の進め方
 - 【こども家庭審議会】
 - 第1回：4月21日
立ち上げ、内閣総理大臣からの諮問等
：今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について
 - 【こども家庭審議会基本政策部会】
 - 第1回：5月22日 立ち上げ、自由討議
 - 第2回：6月20日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針 ①
 - 第3回：6月30日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針 ②
 - 第4回：7月13日 こども大綱の各論について①（（1）幼児期まで～（3）思春期について）
 - 第5回：7月25日 こども大綱の各論について②（（4）青年期、（5）各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について）
 - 第6回：8月10日 こども大綱の各論について③（「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等）、中間整理についてこども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について、今後の進め方等について）
 - 第7回：8月31日 国際社会の動向等について

今後のスケジュール

9月 基本政策部会（中間整理案）＜複数回の開催を想定＞
こども家庭審議会総会（中間整理）

10月 こども・若者、子育て家庭等の意見を聴く取組 ＜調整中＞

- ①こどもわかものいけんの会（仮称） ②公聴会
- ③こどもパブリックコメント ④パブリックコメント
- ⑤こども若者★いけんぷらす ⑥インターネットモニターへのアンケート
- ⑦若者団体ヒアリング ⑧経済界・労働界ヒアリング

11月 基本政策部会（答申案）＜複数回の開催を想定＞

こども家庭審議会総会（答申）

（答申を踏まえ、政府部内において作業）

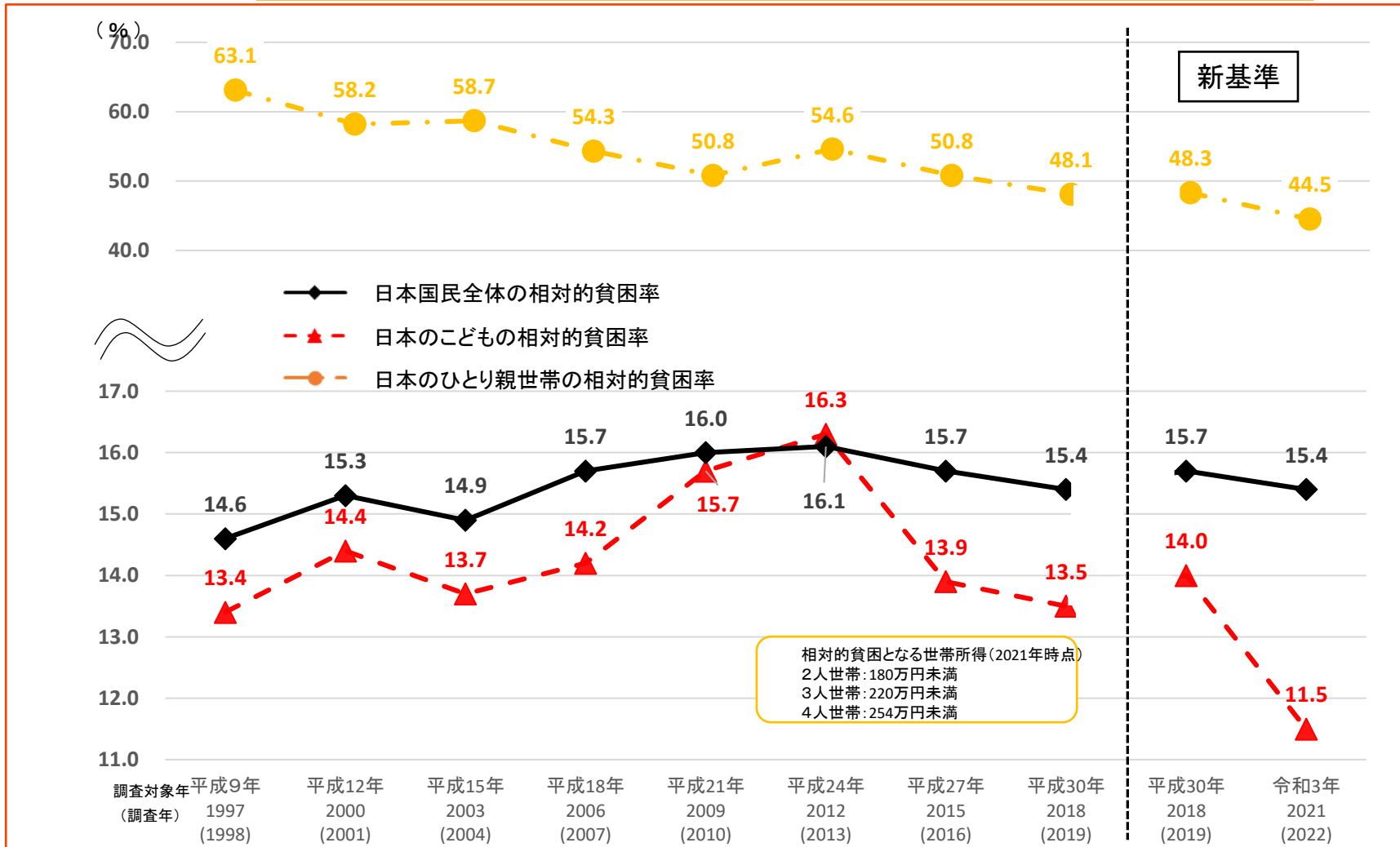
12月 こども政策推進会議でこども大綱の案の了承

こども大綱の閣議決定

※こども大綱は、「こども未来戦略方針」及び同方針に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」の内容を取り込むこととしている。

現状と課題について

こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 (出所) 国民生活基礎調査(厚生労働省)

貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	計			大人が一人			大人が二人以上		
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4	4	チェコ	3.6
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	スイス	4.1
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	7	アイルランド	4.5
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	7	ノルウェー	4.5
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	9	ベルギー	5.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	10	スウェーデン	5.4
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	11	フランス	6.0
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5	12	オランダ	6.3
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5	13	ポーランド	6.4
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	14	ドイツ	6.7
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4	15	ニュージーランド	7.3
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	16	オーストリア	7.5
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	16	エストニア	7.5
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストラリア	8.8
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.2
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.7
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.3
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.8
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.4
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.7
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.7
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.2
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—	37	コスタリカ	22.1
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	コロンビア	—
OECD平均		11.4	OECD平均		12.4	OECD平均		11.0	OECD平均		31.1	OECD平均		9.2

(注1)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典はOECD "Income Distribution Database"。「こどもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database "Child poverty"。いずれも2023年7月19日閲覧。
(注2)「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。
(注3)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは2017年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは2019年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは2021年、それ以外の国は2020年の数値。コロンビアは数値なし。
(注4)「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは2019年、コスタリカは2020年、日本は2021年、それ以外の国は2018年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値はOECDデータベース上0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。
(注5)各項目のOECD平均は、37か国(「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36か国)の単純平均。

ひとり親家庭の主要統計データ(令和3年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %] 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %] 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %]
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

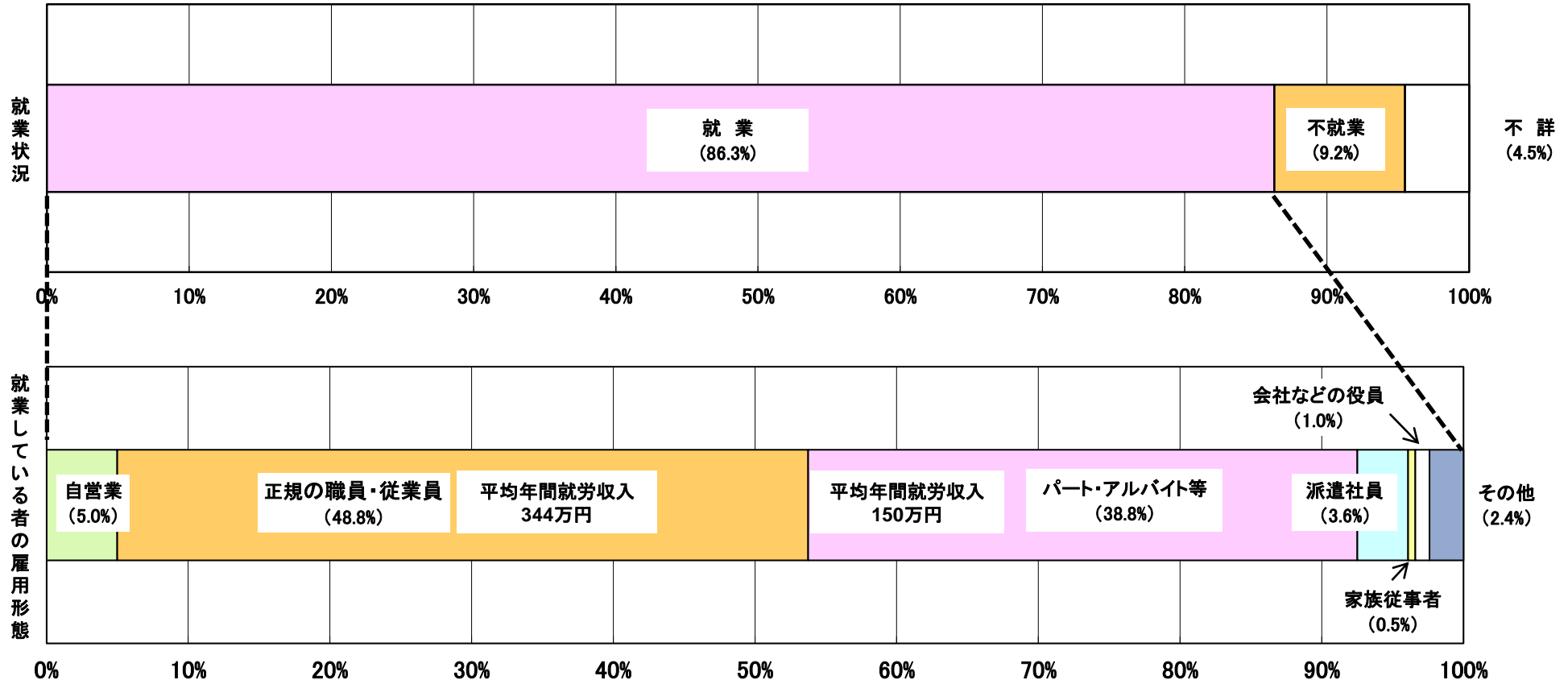
※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の86.3%が就業。「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」が38.8%（「派遣社員」を含むと42.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

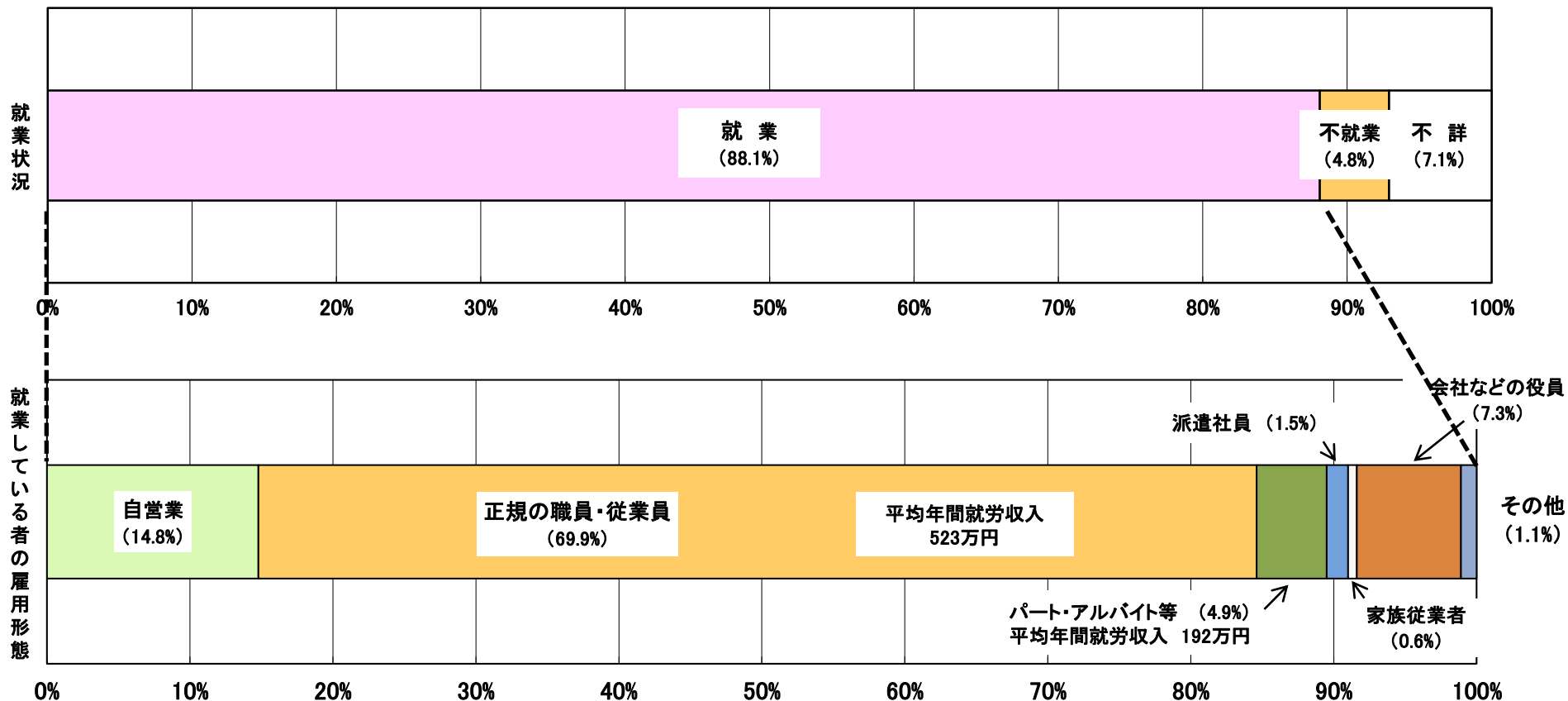
(参考) 非正規の職員・従業員(15歳~64歳)の割合

男女計 32.7%
 男 16.7%
 女 50.8%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
 (出典) 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果

父子家庭の就業状況

- 父子家庭の88.1%が就業。「正規の職員・従業員」が69.9%、「自営業」が14.8%、「パート・アルバイト等」が4.9%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

(参考) 非正規の職員・従業員(15歳~64歳)の割合

男女計 32.7%
 男 16.7%
 女 50.8%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
 (出典) 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果

「令和3年 子供の生活状況調査」結果（令和3年12月24日公表）

- ・子供の学力（例、成績、授業の理解度、進学希望）、家庭の経済・生活状況（例、食料・衣服を購入できなかった経験、公共料金の未払い、生活満足度）などについて、子供・保護者それぞれを対象に調査。
- ・全国の中学2年生・保護者5,000組に調査、回収数2,715組。

【今回の調査分析で明らかになった傾向】

収入水準が低い世帯やひとり親世帯では、全体の状況に比べ、

- ✓ 子供の学習・生活・心理面など様々な面で影響が生じていること
- ✓ 新型コロナウイルスの影響を受け、生活状況がさらに厳しくなっている可能性があること 等が示された。

（以下、調査対象全体と比較した場合の、収入水準が低い世帯やひとり親世帯における調査結果）

○保護者に対する調査

- ・現在の暮らしの状況が苦しいと回答した割合が高い。
- ・「食料・衣服が買えなかった経験」、「公共料金の未払い」が生じている割合が高い。
- ・子供の進学に関する希望について、「大学またはそれ以上」と回答する割合が低い。
- ・「頼れる人がいない」と回答する割合が高く、心理的な状況として、うつなどが疑われる者の割合が高い。

○子供に対する調査

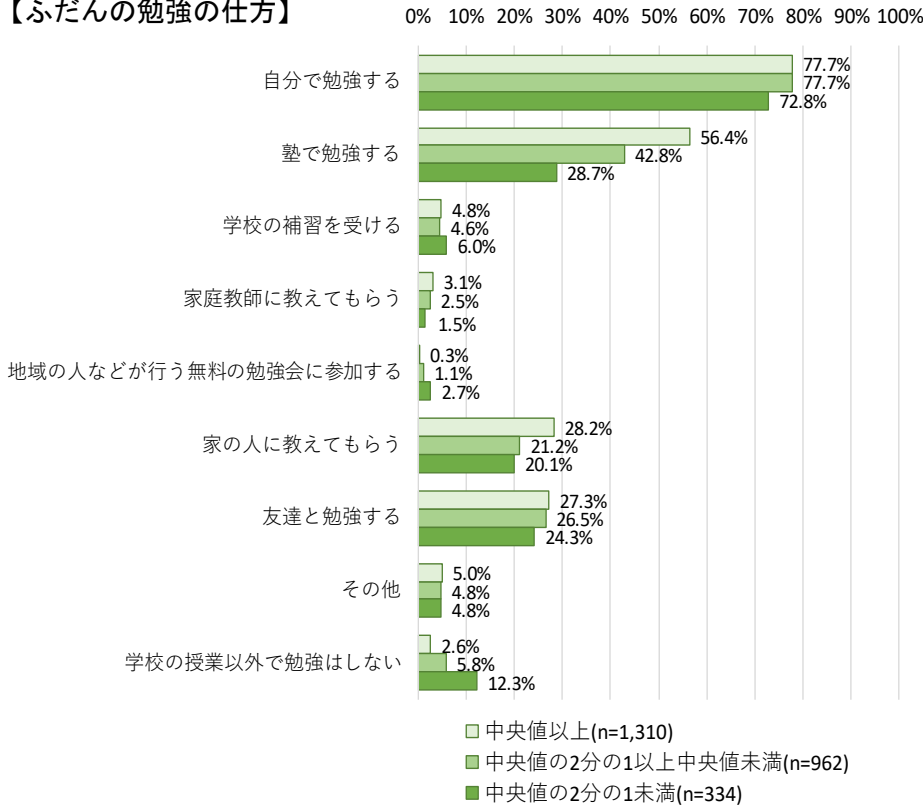
- ・「学校の授業以外で勉強はしない」と回答した割合が高い。
- ・「クラスの中で成績が下の方」と回答した割合、学校の授業について「わからない」と回答した割合が高い。
- ・進学したいと思う教育段階について、「大学またはそれ以上」と回答した割合が低い。
- ・朝食や、夏休み・冬休み期間の昼食について、「毎日食べる」と回答した割合が低い。
- ・部活動等に参加していない割合が高い。
- ・困りごと・悩みごとについて、「誰にも相談できない」、「相談しない」と回答した割合が高い。
- ・生活満足度が低い。

○新型コロナウイルス感染症の影響

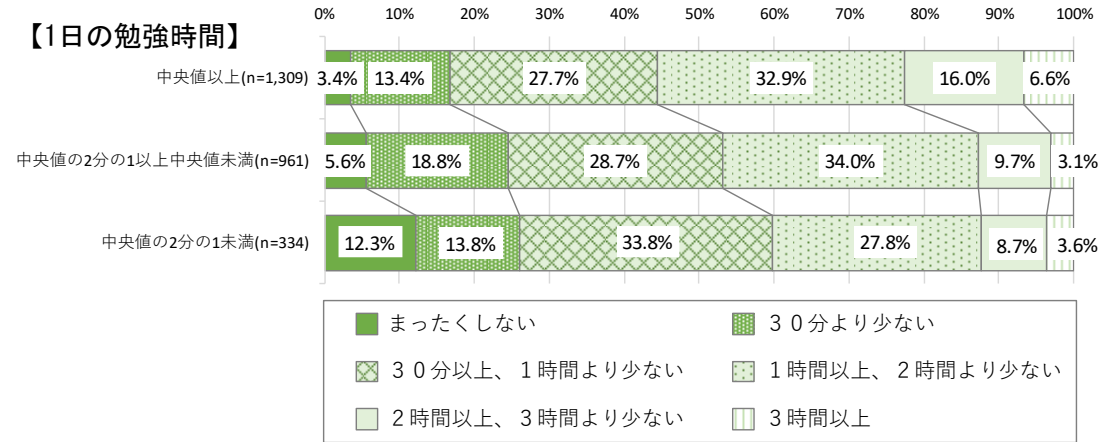
- ・「お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないことが増えた」と回答した割合が高い。（保護者）
- ・「学校の授業が分からないと感じることが増えた」と回答した割合が高い。（子供）

世帯収入の水準別、子供の学習状況

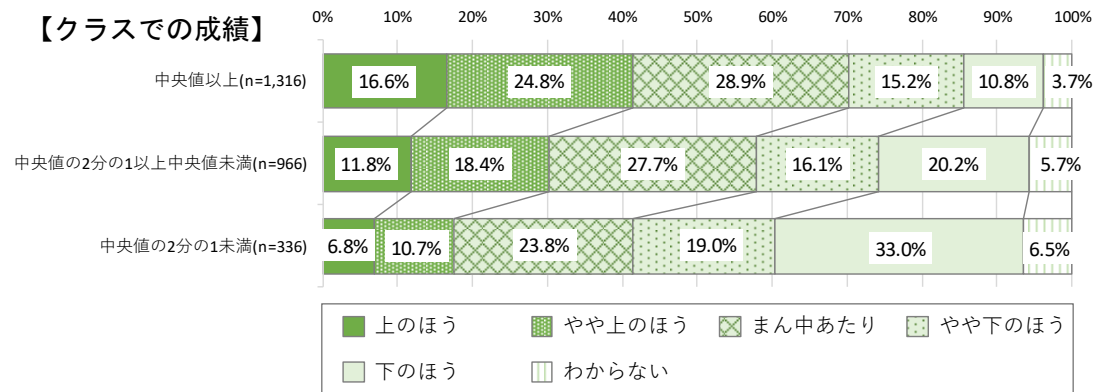
【ふだんの勉強の仕方】



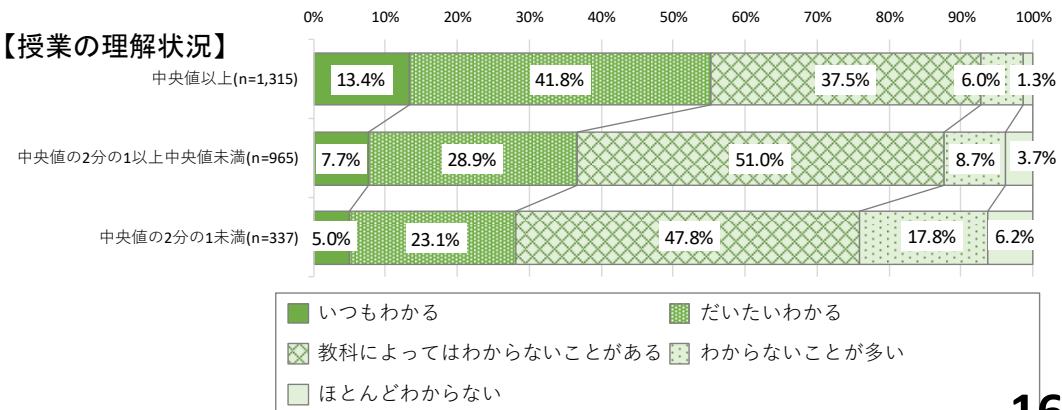
【1日の勉強時間】



【クラスでの成績】

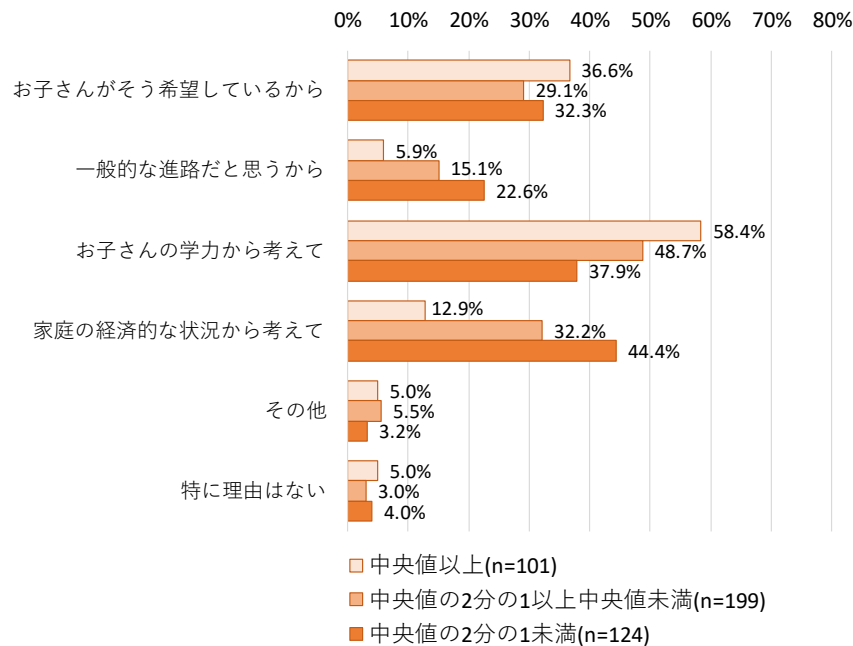
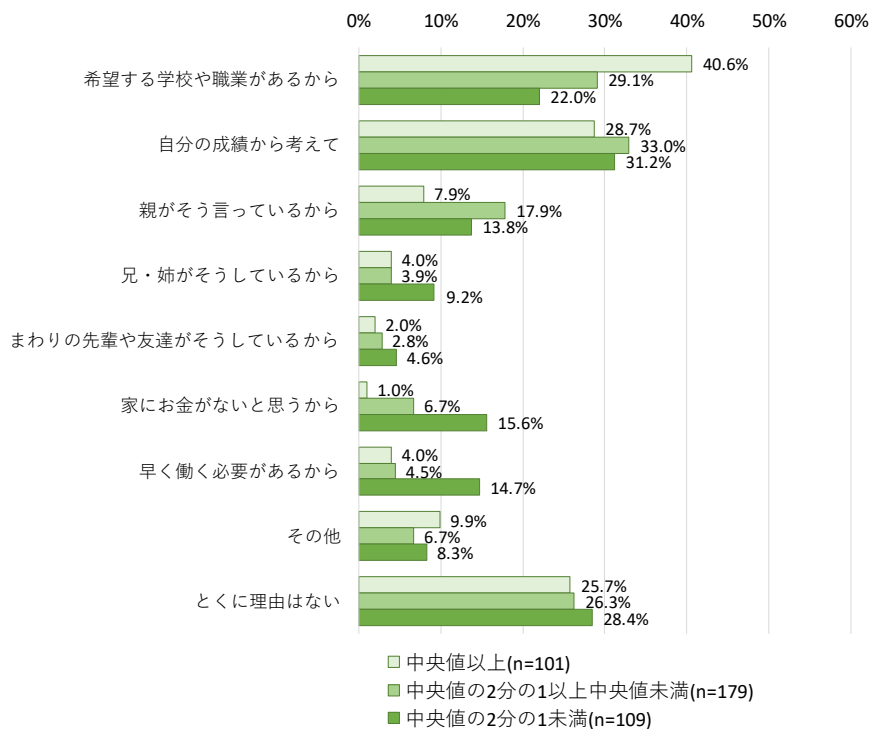
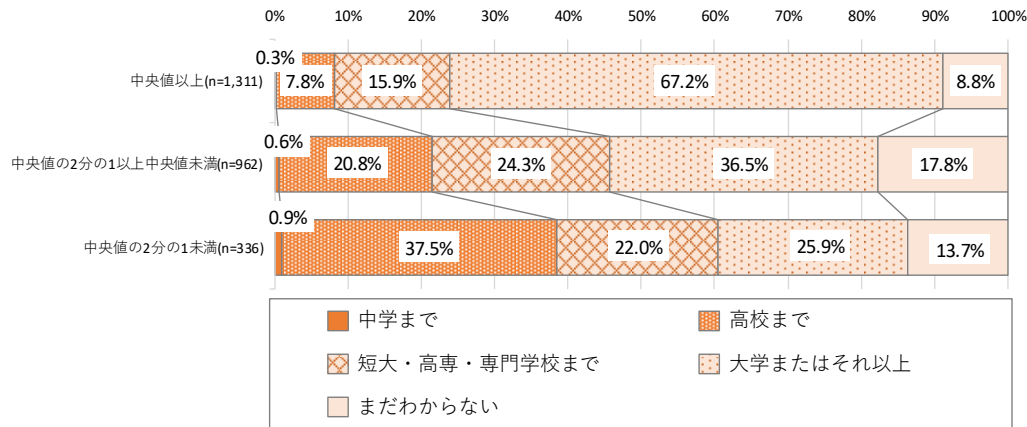
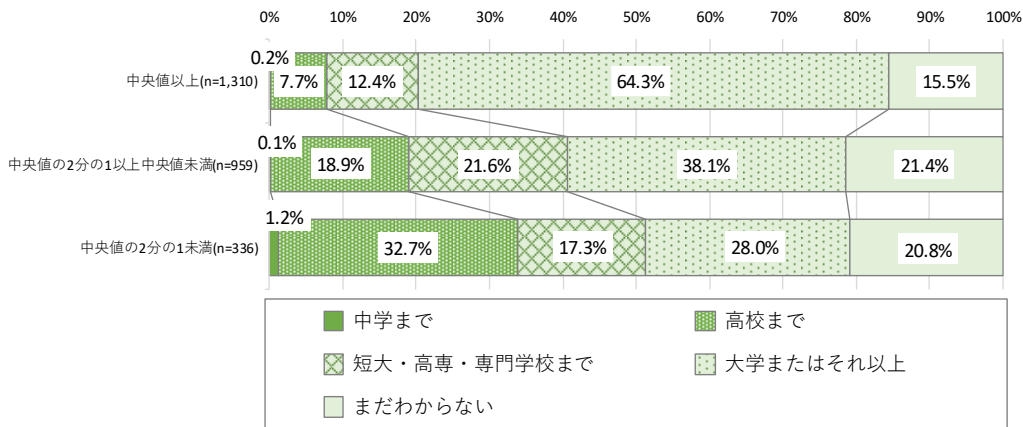


【授業の理解状況】

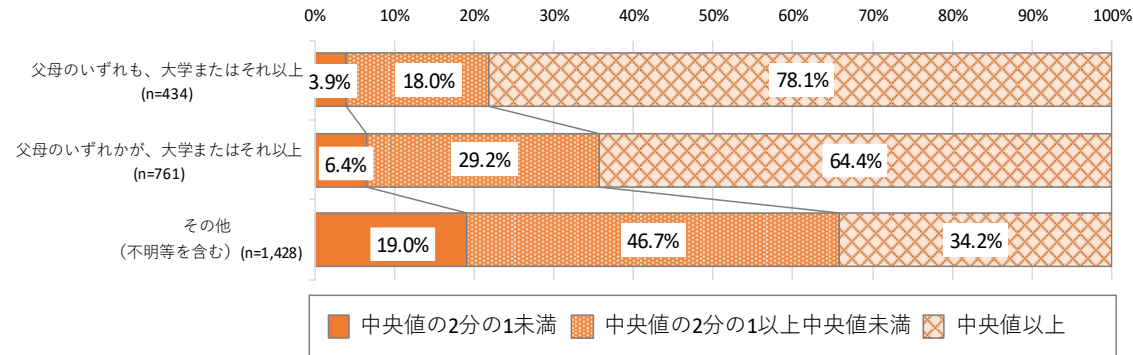


※いずれも、子供への調査

世帯収入の水準別、進学希望段階及びその理由（「高校まで」の場合）

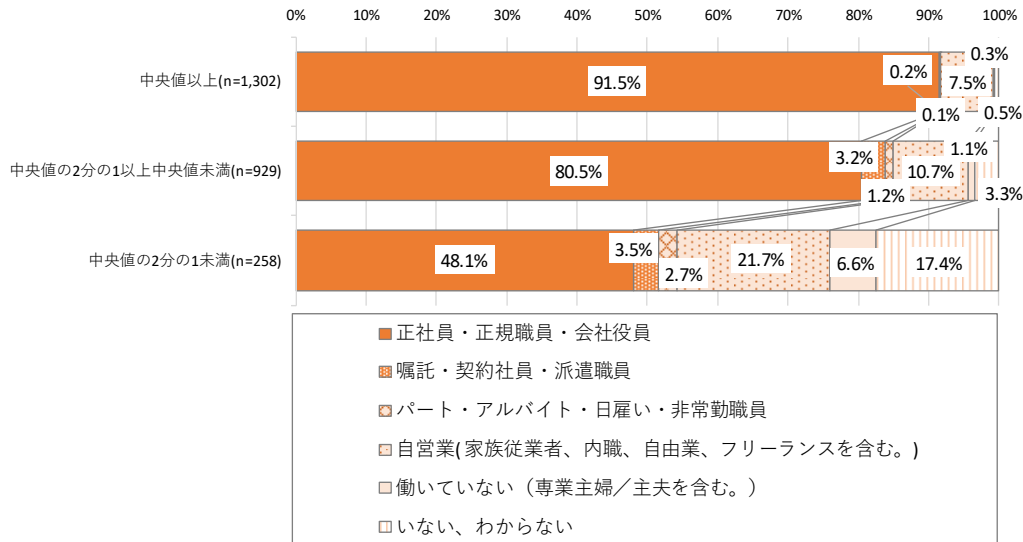


父親・母親の学歴の状況別、世帯の収入水準

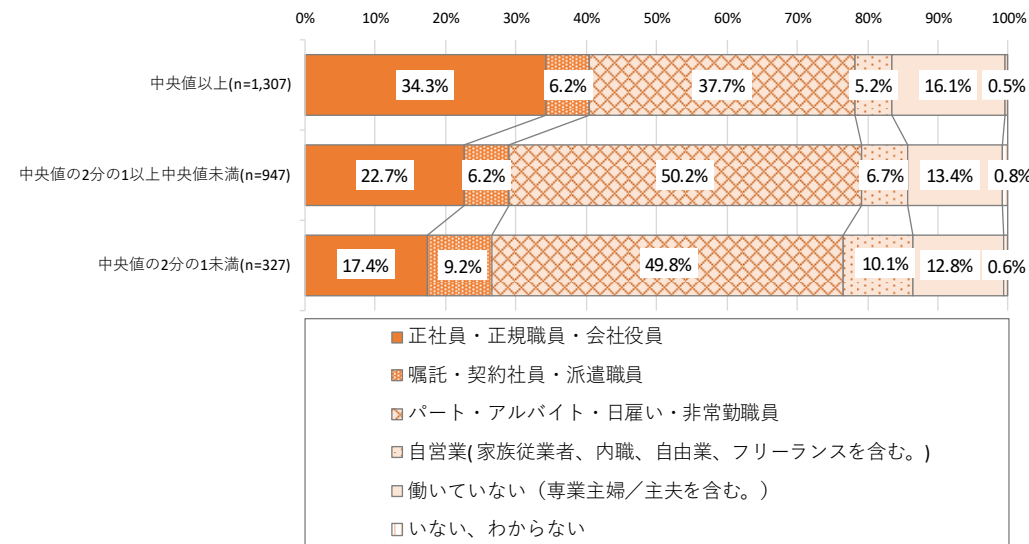


世帯の収入水準別、父親・母親の就労状況

(父親)



(母親)



こどもの貧困対策事業について

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

1. 教育の支援

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実
 - ・ 全てのこどもが集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待などこどもやその家庭が抱える課題への早期対応を図るため、令和5年度においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの貧困や虐待等への対策のための重点配置校を前年度比3,900校増の16,200校とするなど、配置を推進する。
- 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置
 - ・ 家庭環境等に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。
- 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)
 - ・ 「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)等に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、真に支援が必要な学生等に対し、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて実施する。
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援
 - ・ ひとり親家庭の親またはその児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する際の費用の一部を支給する。令和5年度より受講開始時の給付金額を増額するとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

2. 生活の支援

○ こどもの生活・学習支援事業

- ・ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図る。

令和5年度より「地域子供の未来応援交付金(内閣府)」を本事業に統合し、食事の提供にかかる費用を新たに補助対象に加えるとともに関係機関との連携体制整備にかかる費用を補助する。

○ 相談窓口のワンストップ化の促進

- ・ 母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化し、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施する。令和5年度より、ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用を補助する。

○ セーフティネット登録住宅の改修事業に対する支援

- ・ 既存住宅等を改修して子育て世帯等の住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を行う。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

3. 就労の支援

○ 母子家庭等就業・自立支援事業

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供するとともに、ひとり親家庭等の児童の健やかな成長を支援するため、養育費の確保や面会交流の支援に取り組む。令和5年度より離婚前から支援が必要な者を対象に加えるとともに、PC等の貸与を行うことで在宅就業等に必要な環境整備を図る就業環境整備支援事業を創設する。

○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

- ・ 児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施する。令和5年度より児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前から当該事業による支援が必要な者を対象に加える。

○ ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給

- ・ 看護師等の資格取得に係る養成機関での修業期間について生活費の負担軽減を図るために高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するための高等職業訓練修了支援給付金を支給する。令和4年度に引き続き、令和5年度末まで、養成機関での修業期間の緩和措置及び対象資格の拡大(1年以上の国家資格等6か月以上の民間資格も対象)を行う。

○ ひとり親家庭への高等職業訓練促進資金貸付

- ・ 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にし、自立の促進を図る。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

4. 経済的支援

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 - ・ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
 - ・ ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、こどもの修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行う。令和5年度より収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者を、新たに貸し付け対象に加える。

5. その他

- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開
 - ・ こどもの未来応援基金を通じたこどもに寄り添った活動を実施する民間団体への支援、支援を実施したい民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、「こどもの未来応援国民運動」を推進する。
- 沖縄こどもの貧困緊急対策事業
 - ・ 沖縄の将来を担うこども達の深刻な貧困対策を引き続き進めるため、こどもの貧困対策支援員の配置、居場所の運営等に対する支援を実施。令和5年度より、支援が必要なこどもを網羅的に把握するため、県内市町村のスクリーニング導入に係る経費を支援する。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

(相談体制)

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種との支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,190千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種とのバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,498千円】

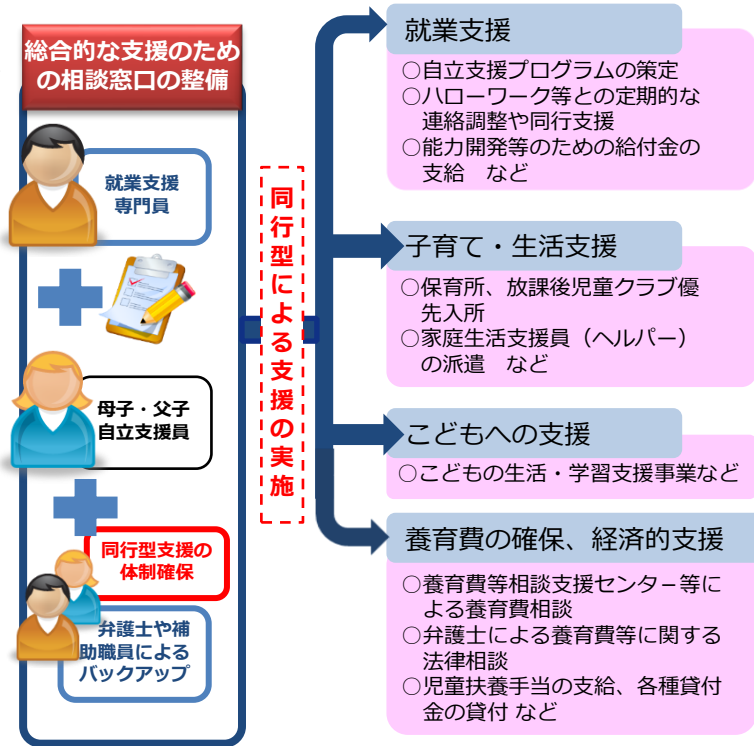
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,627千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

新 工 同行型支援（新規）【1か所あたり年額1,782千円】

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数（延べ数）	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

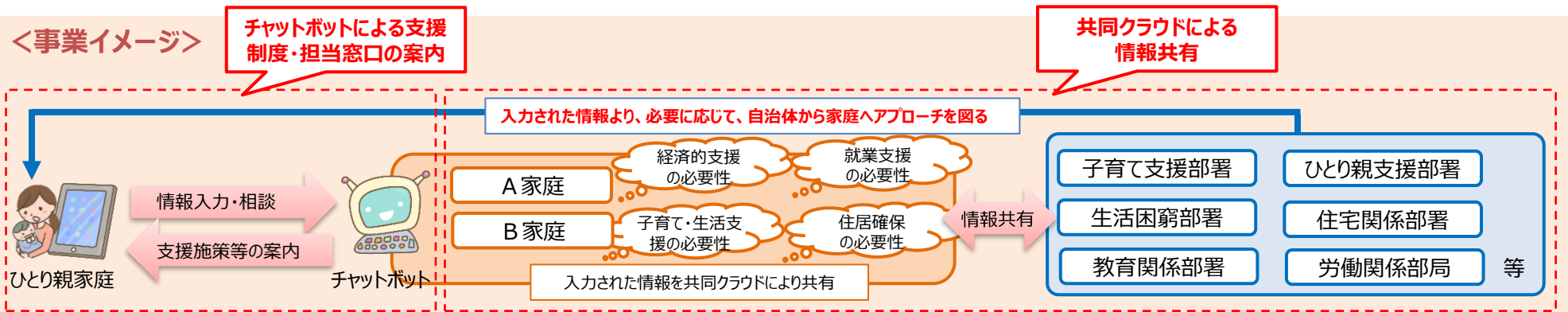
令和4年度第2次補正予算：1.8億円

1 事業の背景・目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり 30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

(生活支援)

拡充 こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

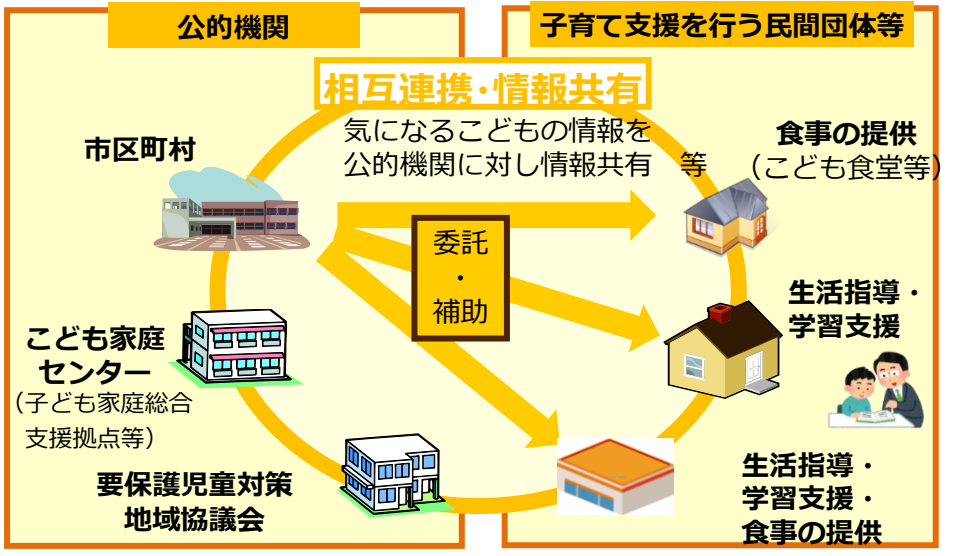
- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。
- ※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援			○食事の提供		
(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円	1事業所当たり	3,500千円	
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）	○連携体制整備		
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）	1実施主体当たり	453千円	
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円			
		② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円			

地域子供の未来応援交付金 (令和4年度第二次補正予算：20.5億円)

本交付金は、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を支援するものであり、いずれも経済対策等に基づき緊急的・臨時的に実施する事業。今回、新たな事業を設け、あわせて、こども家庭庁設立を踏まえ、令和4年度まで実施してきた事業の一部を、令和5年度から整理統合。

※(3)食の提供重点支援事業の新設は、令和5年2月施行。その他、現行事業の整理統合、つながりの場づくり緊急支援事業等の補助率改正は、令和5年4月1日施行。

こども家庭庁

地方自治体

(1)つながりの場づくり 緊急支援事業

補助率：2/3
補助基準額：都道府県300万円
市区町村150万円

こどもの居場所づくりを、
①自治体が自ら、②NPO等に
委託して、③NPO等を補助して実
施し、こどもを行政等の必要な支
援につなげる事業※

- ※ア こどもの居場所の提供を行う事業
(生理用品の提供を含む)
- イ 学習教室などこどもに学習機会を
提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援
のためのコーディネーターの配置など、
行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

(2)新たな連携によるつながり の場づくり緊急支援事業

補助率：3/4
補助基準額：都道府県300万円
市区町村150万円

(1)の事業うち、新規性が認めら
れる事業(委託事業に限る)※

- ※ア 新たな居場所を新設する事業
- イ 新たな取組を実施する事業
(こども食堂だけを実施していた
NPO等が新たに学習教室を開始等)

(3)食の提供重点支援事業 (令和4年度補正予算で新設)

補助率：9/10

- 本交付金の活用実績があるNPO等を支援する場合の補助率
- ①「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」の活用実績有り → 3/4
 - ②「つながりの場づくり緊急支援事業」の活用実績有り → 2/3
 - ③「食の提供重点支援事業」の活用実績有り → 3/4

補助基準額：都道府県、市区町村 350万円

(1)の事業のうち、食の提供を伴う取組に限る事業。
新規性が認められる事業は高い補助率を適用
(委託又は補助)※

- ※ア 本交付金事業の活用実績がないこども食堂、フードパントリー、
フードバンクなど、新たなNPO等を中心に支援
- イ 食の提供とともに日用品を提供する場合も可

現行事業の整理統合について

実態調査・計画策定

こども家庭庁で新設される
「自治体こども計画策定支援
事業」に統合

子供等支援事業

厚生労働省で実施の「こどもの
生活・学習支援事業」に統合

※いずれもこども家庭庁において一体的に実施予定

<備考>

- 現行事業の整理統合に伴い、本交付金について、
令和5年度当初予算の措置無し。
- 令和5年度に限り、令和4年度補正予算(明許
繰越)を財源として、本交付金事業を実施。
- 「こどもの生活・学習支援事業」へのスムーズな
移行を進めるため、新たに市区町村(こども家庭セ
ンターや要対協)と連携した食事支援の場合に限り、
「こどもの生活・学習支援事業」においては、
特例的に、通常より高い国庫補助率を設定。

ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

令和4年度第二次補正予算：25億円

1 事業の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂など、子どもの居場所や食への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【1】国⇒中間支援法人

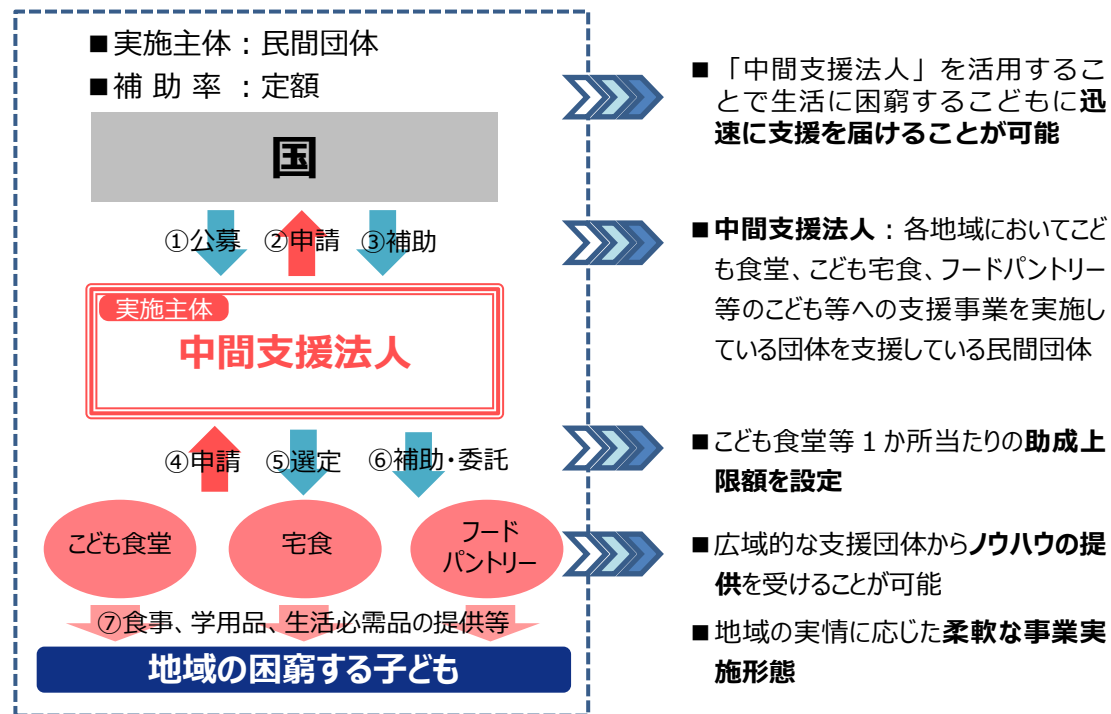
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人あたり 350,000千円

【補助率】 国：10/10

(自立支援・就業支援)

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【令和3年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和3年度）

○貸付件数：703件

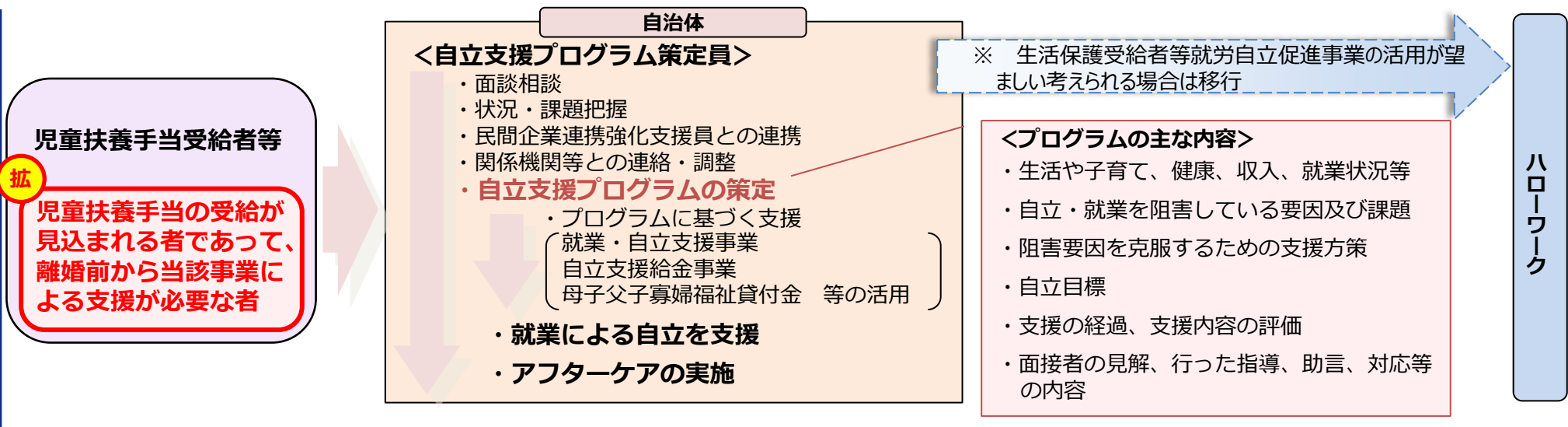
○貸付金額：1億2982万円

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等（**児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む**）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
 キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	509か所 (65.3%)	614か所 (67.5%)

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和3年度	5,339件	3,341件

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

拡

※ 令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

拡

※ 令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】2,757人（看護師1,133人、准看護師845人、保育士171人、美容師129人など）

【令和3年度就職者数】2,092人（看護師1,002人、准看護師468人、保育士148人、美容師100人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

(注)（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- 高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親の経済的負担を軽減するため、**負担割合の改善を図るとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設**する

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

（1）通信制の場合【拡充】

- | | | |
|----------------------------------|---------------------|-----|
| ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円） | ⇒4割（上限10万円） | ● 拡 |
| ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円） | ⇒1割（①と合わせて上限12万5千円） | |
| ③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円） | ⇒1割（①②と合わせて上限15万円） | |

（2）通学又は通学及び通信併用の場合【新規】

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円） | ● 新 |
| ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円） | |
| ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円） | |

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R3実施自治体数】363自治体

【R3支給実績】事前相談：187人 支給者数：115人

(養育費の確保)

離婚前後親支援モデル事業【令和元年度創設】

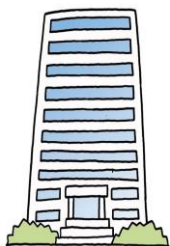
母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

2 事業の概要・スキーム

地方自治体



民間団体
＜事業の全部又は一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保（R2～）

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2 【補助単価】 1自治体当たり15,000千円

【R3年度実績】 91自治体、【R4年度実績（交付決定）】 172自治体

(経済的支援)

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目 的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【令和5年度予算】14.2億円

貸付実績《令和3年度》

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：106億1,607万円（18,898件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：7億2,361万円（1,235件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：2億7,591万円（380件） | |

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (令和5年3月予備費分)

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等 (低所得のひとり親世帯) ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯 (*) (その他低所得の子育て世帯) ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満))</p> <p>* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯等にプッシュ型で給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者(例:高校生のみ養育世帯) ・直近で収入が減収した世帯
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律 5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯: 都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯: 市町村(特別区を含む)</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担(10/10) ※実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円(事業費1,485億円、事務費66億円)</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯: 令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給(申請不要) ② その他低所得の子育て世帯: 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯等について、可能な限り5月までに支給(申請不要)</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給(要申請)</p>

(最近の動き)

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（５）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

- また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約5割が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特に、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。

（ひとり親家庭の自立促進）

- ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を強化する。あわせて、看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格を拡大するなど、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進についても強化を図る。

Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。

令和6年度概算要求の概要 (ひとり親家庭等支援関係)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

【令和6年度概算要求】

1,662億円

+事項要求

【令和5年度予算】

(1,665億円)

【主な内容】

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、こども食堂や体験型教室等の多様な居場所を提供する。
- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用をはじめとした相談機能強化を図る。
- 別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流援助等の支援について、利用要件を緩和し、支援の強化を図る。
- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）に基づき、
 - ・ 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格への拡大、
 - ・ 養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進に関する取組の強化
 に取り組むとともに、
 - ・ 今後「こども大綱」の中で具体化する「貧困に関する支援策」については、予算編成過程において施策の拡充を検討する。

【主な内訳】

◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	164億円 + 事項要求	(162億円)
◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,457億円	(1,486億円)
◇ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	25億円	(0億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円	(14億円)

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求

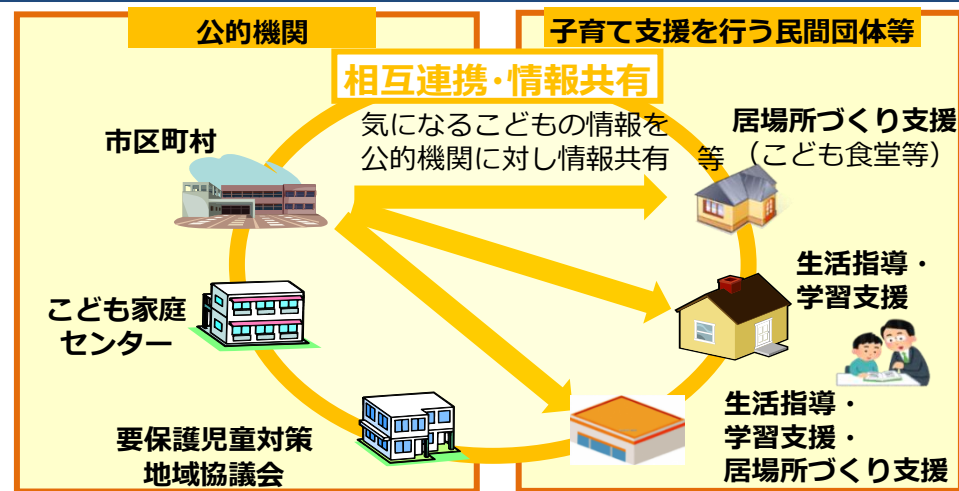
【162 億円の内数】 ※ 【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

2. 施策の内容

- ① 地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせる実施することができる。
 - ア 生活指導・学習支援
 - 拡充** イ 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）
⇒こども食堂などの食事の提供や体験教室などの体験型学習のような多様な居場所の提供に活用。
 - ウ 連携体制整備
- ② 「地域こどもの未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるため、これまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を実施した場合には、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。また、自治体負担の激変緩和措置も設ける。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3）
国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市区町村 1 / 6）

見直し 国 2 / 3、市区町村 1 / 3 ⇒上記 2.②の場合に限り、市区町村の判断で実施できるよう、直接補助も選択可とする

【補助単価】

ア. 生活指導・学習支援

(1) 事務費	1 か所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1 か所当たり	4,898千円（週 2 日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1 回の訪問が 1 日の場合	10,420円 / 回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1 か所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

イ. 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

1 か所当たり：3,500千円

ウ. 連携体制整備

1 実施主体当たり：453千円 → R6要求：2,912千円 **拡充**

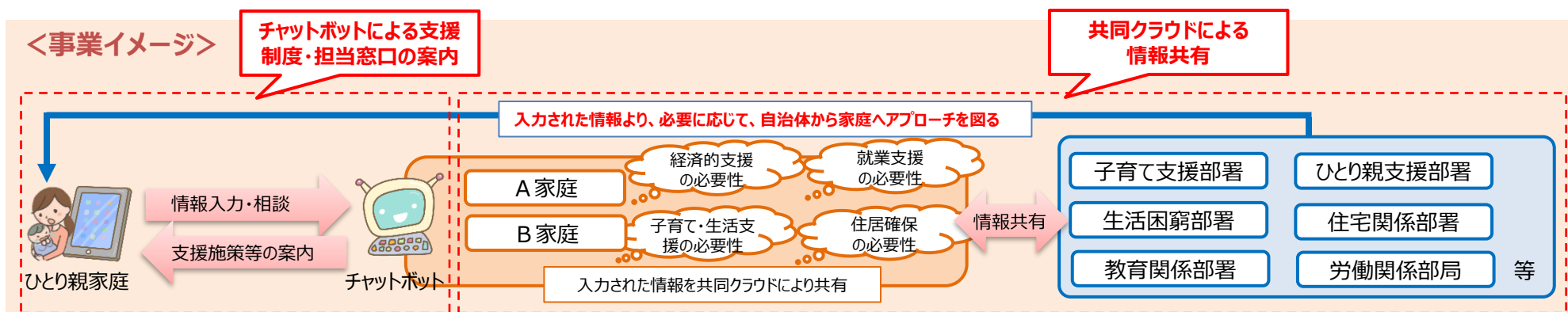
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 164億円の内数 + 事項要求
 [162億円の内数] ※【 】内は前年度当初予算額
 (参考) 令和4年度補正予算: 1.8億円

1. 施策の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
- 【補助基準額】 1自治体あたり: 30,000千円
- 【補助率】 国: 3/4

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 【162 億円の内数】 ※ 【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

2. 施策の内容

（1）母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
 【1か所あたり最大9,677千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
 【1か所あたり最大14,418千円】

在宅就業推進事業（H20～）

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
 【1か所あたり2,837千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
 【1か所あたり2,861千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
 【1か所あたり最大25,839千円】

親子交流支援事業

- ・親子交流援助の実施等
 【1か所あたり最大4,201千円】
 → 対象者の要件見直し（R6要求）

心理カウンセラー等配置（R3～）

- ・心理担当職員の配置
 【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
 【1か所あたり2,300千円】

（2）一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大26,569千円】

2. 施策の内容

<拡充内容>

【対象者】

- ① 概ね15歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分¹の審判をする場合には、子（15歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有しないと認められる15歳未満の子を対象とする。）との親子交流を希望する別居親又は子どもと別居親との親子交流を希望する同居親。
- ② 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。ただし、都道府県等において、上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にない者であるときであっても、対象者とすることができる。
- ③ 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- ④ 過去に本事業の対象となっていない者。

《見直し》 ⇒ 対象者要件の見直し（②の要件撤廃）を行う。

3. 実施主体等

- 【実施主体】
- (1) 都道府県・指定都市・中核市
 - (2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等：1/2

令和6年度概算要求額 25 億円

(参考) 令和4年度補正予算：25億円

1. 施策の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 施策の内容

【1】国⇒中間支援法人

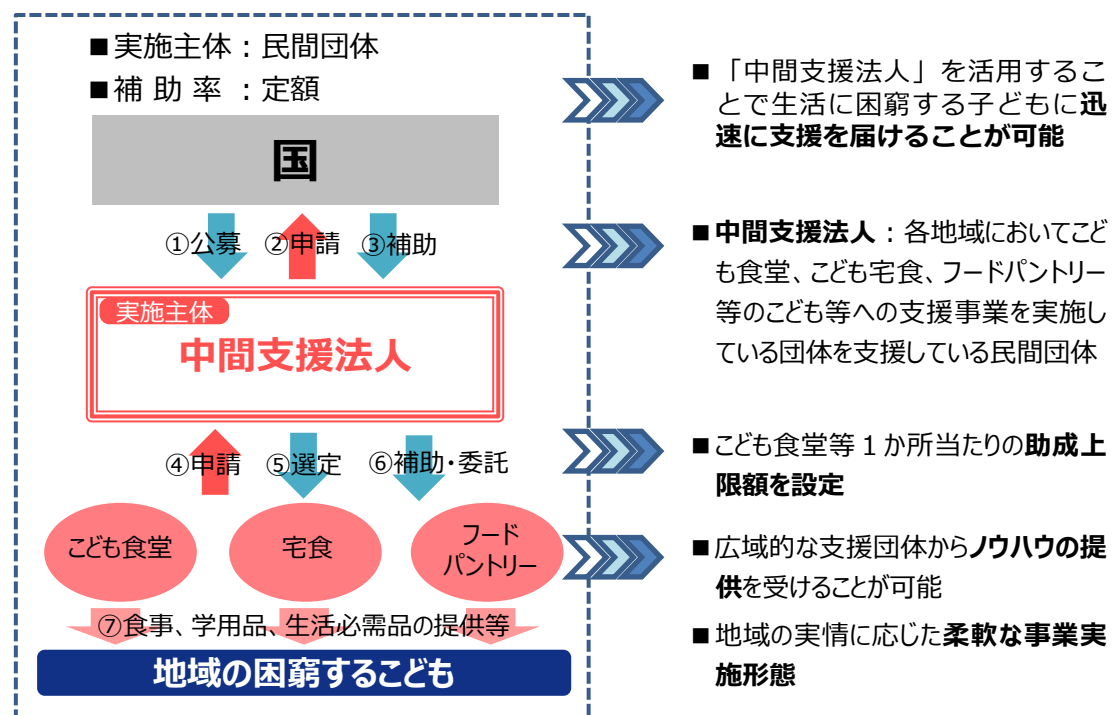
■こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

■ひとり親世帯等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額 (国：10/10相当)